

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------------|
| 11 | ひとり親、子育て支援の福祉医療給付事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

綾部市は、ひとり親、子育て支援の福祉医療事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府綾部市長

公表日

令和6年4月3日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | ひとり親、子育て支援の福祉医療給付事務 |
| ②事務の概要 | 医療給付(支給)制度に基づき、ひとり親家庭等の医療費助成及び子育て支援医療費助成の対象者に医療給付事務等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①医療費助成事務(ひとり親、子育て支援) |
| ③システムの名称 | 福祉医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 受給者台帳情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号、別表第二項番65に準ずる事務 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号、別表第二項番65に準ずる事務 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康こども部 子育て支援課 |
| ②所属長の役職名 | 子育て支援課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-0502 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 健康こども部 子育て支援課 子育て担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-4252 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人以上] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------------------------------|---|--|------|---|
| 令和2年4月30日 | Ⅱ 1. いつの時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | 評価の再実施 |
| 令和2年4月30日 | Ⅱ 2. いつの時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | 評価の再実施 |
| 令和3年6月18日 | I 7. 請求先 | 企画総務部 総務課 情報管理担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表) | 企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表) | 事後 | |
| 令和4年6月13日 | Ⅱ 1. いつの時点の計数か | 令和2年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | 評価の再実施 |
| 令和4年6月13日 | Ⅱ 2. いつの時点の計数か | 令和2年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | 評価の再実施 |
| 令和4年6月13日 | 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 利用までに制定する条例に規定する | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号、別表第二項番65、94、108に準ずる事務 | 事前 | |
| 令和4年6月13日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 | 未定 | 実施する | 事前 | |
| 令和4年6月13日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①法令上の根拠 | | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号、別表第二項番65、94、108に準ずる事務 | 事前 | |
| 令和4年6月13日 | Ⅳ 6. 情報提供ネットワークシステムとの連携 | [○]接続しない | []接続しない | 事前 | |
| 令和4年6月13日 | 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | | 十分である | 事前 | |
| 令和5年6月13日 | Ⅱ 1. いつの時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和5年6月13日 | Ⅱ 2. いつの時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和6年4月3日 | 評価書名 | 福祉医療給付事務 基礎項目評価書 | ひとり親、子育て支援の福祉医療給付事務 基礎項目評価書 | 事後 | 令和6年度機構改革に伴い、11_福祉医療給付事務を3事務に分けたことにより評価書名の変更を実施 |
| 令和6年4月3日 | I 1. ①事務の名称 | 福祉医療給付事務 | ひとり親、子育て支援の福祉医療給付事務 | 事後 | |
| 令和6年4月3日 | I 1. ②事務の概要 | 医療給付(支給)制度に基づき、重度心身障害児(者)及びひとり親家庭等の医療費助成及び子育て支援医療費助成及び老人医療費助成の対象者に医療給付事務等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①医療費助成事務(重度心身障害児(者)、ひとり親、子育て支援、老人) | 医療給付(支給)制度に基づき、ひとり親家庭等の医療費助成及び子育て支援医療費助成の対象者に医療給付事務等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①医療費助成事務(ひとり親、子育て支援) | 事後 | |
| 令和6年4月3日 | I 3. 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号、別表第二項番65、94、108に準ずる事務 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号、別表第二項番65に準ずる事務 | 事後 | |
| 令和6年4月3日 | I 4. ②法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号、別表第二項番65、94、108に準ずる事務 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号、別表第二項番65に準ずる事務 | 事後 | |
| 令和6年4月3日 | I 5. ①部署 | 市民環境部 市民・国保課 | 健康こども部 子育て支援課 | 事後 | |
| 令和6年4月3日 | I 5. ②所属長の役職名 | 市民・国保課長 | 子育て支援課長 | 事後 | |
| 令和6年4月3日 | I 7. 請求先 | 企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表) | 企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-0502 | 事後 | |
| 令和6年4月3日 | I 8. 連絡先 | 市民環境部 市民・国保課 福祉医療・年金担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表) | 健康こども部 子育て支援課 子育て担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-4252 | 事後 | |
| 令和6年4月3日 | Ⅱ 1. いつの時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 | 令和6年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和6年4月3日 | Ⅱ 2. いつの時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 | 令和6年4月1日 時点 | 事後 | |